

## 将来の維持管理・更新費の推計方法等について

### <維持管理費、更新費の定義>

維持管理費	施設、設備、構造物等（以下「施設等」）の機能の維持のために必要となる点検・調査、補修・修繕などに要する費用
更新費	老朽化等に伴い機能が低下した施設等を取り替え、同程度の機能に再整備することなどに要する費用。（原則として耐震基準の改正等への対応に伴う機能向上は含む。）

### <推計の前提条件>

推計の対象範囲	分野	10分野（道路、治水、下水道、港湾、公営住宅、公園、海岸、空港、航路標識、官庁施設）（※）
	管理者	国、地方公共団体、地方道路公社、独立行政法人水資源機構
推計の考え方	建設年度毎の施設数を調査し、過去の維持管理、更新実績等を踏まえ、将来の維持管理費、更新単価・時期を各分野毎に設定	
将来の新設や除却の取り扱い	今後の新設、除却量は推定が困難であるため考慮していない	
施設更新時の機能向上	同等の機能で更新（但し、現行の耐震基準等への対応は含む）	
更新時期	実績や予測式または法令に基づく耐用年数等を考慮して設定	
その他	用地費、補償費、災害復旧費は含まない	

※社会資本には、10分野以外にも国土交通省所管の社会資本として民間事業者の所管する鉄道施設、高速道路などがあるほか、上水道、学校施設などがあるが、今回の推計対象範囲には含まれていない。

### <将来の維持管理・更新費の推計方法>

維持管理費	近年の維持管理費の実績から推計（公営住宅、航路標識、官庁施設は標準的な施設等を想定した単価を設定するなどして推計）
更新費	<p>【①更新が必要となる施設等の数量】×【②施設等の更新単価】</p> <p>①実績や予測式または法令に基づく耐用年数等を考慮し推計 ②実績をもとに推計 （公営住宅、航路標識、官庁施設については、標準的な施設等を想定し簡易な積算等から推計）</p>

なお、個々の社会資本で、施設の立地条件の違いによる損傷程度の差異や維持管理・更新工事での制約条件が異なる等の理由により、維持管理・更新単価や更新時期に幅があるため、推計額は幅を持った値としている。